

保健課

## 整骨院等への適正なかかり方について

整骨院・接骨院での柔道整復師による施術や、鍼灸師・マッサージ師による施術を受ける場合、健康保険適用の対象となる範囲が限定されています。

施術のうち、組合員証・被扶養者証（以下、「組合員証等」という。）を使用できるケース、使用できないケースは下記のような場合になります。

負傷の原因や内容によっては、組合員証等が使用できませんので、施術を受ける前に適用の可否を確認し、適正な通院にご協力ください。

### 組合員証等が使用できるケース （健康保険適用可）

●柔道整復の施術

外傷性の打撲・捻挫・挫傷、骨折及び脱臼（応急手当のみ）

●鍼灸の施術

主として神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な鈍痛を主症とする疾患の治療

●マッサージの施術

筋麻痺や関節拘縮等で医療上マッサージを必要とする症例

※応急手当ではない骨折及び脱臼の場合、鍼灸・マッサージの場合は、あらかじめ医師の同意書か診断書が必要。

### 組合員証等が使用できないケース （健康保険適用不可・全額自己負担）

●単なる肩こりや腰痛、筋肉疲労等に対する施術

●脳疾患後遺症等の慢性病への施術

●症状の改善の見られない長期の施術

●保険医療機関（病院や診療所等）で同じ負傷名で治療中のもの

●複数の施術機関で同じ負傷名で施術を受けるとき

●公務上や通勤途中での負傷に対する施術

●疲労回復や疾病予防のためのマッサージ

など

※ 整骨院・接骨院での柔道整復師による施術や、鍼灸師・マッサージ師による施術については、施術者等が患者等に代わって療養費の支給申請を行う「受領委任制度」が導入されています。「受領委任」の場合、療養費支給申請書の受取代理人欄（住所・氏名・委任年月日）に受診者本人の自筆での署名が必要となります。

※ 施術機関で「健康保険が使える」と説明を受けた場合でも、健康保険適用外であることが判明した場合は、治療費の全部または一部を自己負担していただくことになります。

## **整骨院・接骨院等で施術を受けるときの注意事項**

### **1. 負傷原因を正確に伝える**

健康保険の適用とならない場合があるため、負傷の原因は正確に伝えてください。  
また、交通事故等の第三者行為に該当する場合は当組合までご連絡ください。

### **2. 「療養費支給申請書」に署名するときは内容を確認し、自分で署名する**

受診者の名前や生年月日、負傷原因、負傷名、通院日数、請求金額が正しいことを確認し、必ず受診者本人が署名してください。白紙の申請書に署名してはいけません。

### **3. 領収書は必ず受け取って保管する**

施術の都度、領収書を受け取って内容を確認してください。確定申告の医療費控除に必要となる場合があるため、大切に保管してください。

### **4. 施術が長期にわたる場合は病院へ**

施術を受けても症状が改善しない場合は、内的要因も考えられるため、医師の診察を受けてください。

## **施術内容の照会にご協力をお願いします**

共済組合では、医療費適正化を図るため、整骨院・接骨院等での施術内容について外部委託（委託先：株式会社オークス）により内容審査を実施しています。

内容審査により、施術内容の確認が必要とされた受診者の方に対し、受診内容回答書を送付し、照会させていただく場合があります。受診内容回答書が届いた際には、速やかな回答にご協力をお願いします。

※ 受診内容回答書は、施術時に届出のあった住所へ送付されます。